

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年1月31日
【中間会計期間】	第8期中(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山澤 倶和
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年12月21日に提出いたしました第8期中(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)半期報告書の記載の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第二部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第2 【保証会社以外の会社の情報】

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

(訂正前)

<前略>

平成24年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

略
略
略
略

資本金及び資本構成

平成24年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,225,124百万円
政府出資金	3,884,479百万円
地方公共団体出資金	1,370,645百万円
資本剰余金	844,982百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	29百万円
損益外減価償却累計額	3,929百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	2,445,282百万円
純資産合計	8,545,389百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

<後略>

(訂正後)

< 前略 >

平成24年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

略
 略
 略
 略

資本金及び資本構成

平成24年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,255,124百万円
政府出資金	3,884,479百万円
地方公共団体出資金	1,370,645百万円
資本剰余金	844,982百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	29百万円
損益外減価償却累計額	3,929百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	2,445,282百万円
純資産合計	8,545,389百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

< 後略 >